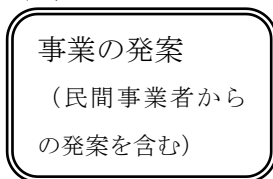


第3章 津島市におけるPFI事業実施の手続き

1. 事業実施プロセス

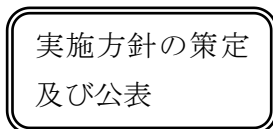
「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」では、PFI事業の全体の流れは次のフロー図のとおり、7つのステップに整理されます。

ステップ1



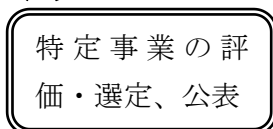
- 公共施設等整備の必要性や優先度等を総合的に検討
- 実施手法としてPFIが適切か検討
- 民間事業者から発案があった場合は、早急に検討し対応
- PFI検討調書等を作成の上、PFI担当課と調整
- PFI検討調書等に基づき、PFI調整会議において事業担当課の検討状況を協議

ステップ2



- アドバイザーと金融、法務、技術等の面で調整の上、PFI《事業名》審査会の検討・審査を経て、公平性、透明性に配慮した、早い段階での実施方針の策定、公表
- 民間事業者の参入に配慮した内容の具体性と、検討進ちよくに伴う内容の順次詳細化、補完の許容
- 市の関与、想定されるリスク及びその分担をできる限り具体的に明確化
- 必要な許認可等、民間事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲、適用可能な補助金、融資等の具体的内容をできる限り明確化

ステップ3



- PFI事業として実施することにより、効率的かつ効果的に実施できるか(同一サービス水準の下での公的財政負担の縮減、同一負担水準の下での公共サービス水準の向上等)
- 公的財政負担の総額の現在価値換算による評価
- 定量的評価の原則と、これが困難な場合における客観性を確保した上での定性的評価
- 選定の結果等の公表における透明性の確保

ステップ4

民間事業者の募集、評価・選定、公表

- 審査会の審査等により競争性の担保、手続の透明性の確保
- 民間事業者の創意工夫の発揮への留意、提案準備期間確保への配慮
- 価格以外の条件も考慮した「総合評価」を行う場合における評価基準の明確化と客観性確保
- 性能発注の重視
- 民間事業者の質問に対する回答の情報公開
- 選定結果等の公表における透明性の確保事業の発案

ステップ5

契約等の締結等

- 官民等の権利義務等についての具体的かつ明確な取決め
- 適正な公共サービス提供の担保のための規定
- リスク配分の適正化に配慮したリスク分担の明確化、リスクの軽減・除去への対応の明確化
- 事業終了時、事業継続困難の場合、契約解除に関する具体的かつ明確な規定
- 選定事業の態様に応じた適切な取決め
- 契約等の解釈に疑義が生じた場合等についての具体的かつ明確な規定

ステップ6

事業の実施、監視等

- 契約等に従った事業の実施
- 提供される公共サービスの水準の監視等

ステップ7

事業の終了

- 土地等の明渡し等、あらかじめ契約等で定めた資産の取扱いにのっとった措置

ステップ1 事業の発案

(1) 事業実施の検討

- ① P F I は、市民ニーズが高く、早期に着手すべきものと判断された事業について、次の観点から適性を検討します。

【検討項目】

- イ) 民間の資金やノウハウが発揮されライフサイクルコストの低減が期待できるか
- ロ) 一般的に民間事業者のノウハウにより、人件費や補修費の削減効果が見込めるため、ライフサイクルコストに占める運営、維持管理費の占める割合が大きいのか。
- ハ) 事業が長期間にわたる需要を見込めるか。
- ニ) 一般的に規模が小さければ事業コストの割合が増加し、大きければ資金調達が難しくなるため、民間事業者の参加が見込める適切な規模か。
- ホ) 万が一、事業破綻が起こり一部のサービスが供給できなくなった場合、他の方法により公共サービスを提供することが可能であれば、想定されるリスクも大きくならないため、提供するサービスの代替措置が見込めるか。
- ヘ) 国庫補助あるいは同等の支援制度がなければV F Mを得ることは難しく、P F I が成り立たない可能性が高いため、従来方式と同様の補助制度又は同等の支援措置が受けられるか。

- ② 「津島市P F I 調整会議」によりP F I が適切と判断された事業は、P F I 導入可能性調査といった更に詳しい調査・検討を行い、資金調達、ライフサイクルコスト、リスクの定量評価、事業計画の作成等を行います。

- ③ 民間事業者にゆだねる公共サービス等の範囲を明確にした上で、最適な事業形態、事業方式を検討し、事業全体のリスクが軽減されるよう、公共と民間の間で最適化なリスク配分を契約等において明記します。

【留意事項】

イ) 事業範囲

P F I は、民間事業者によって、設計、建設、維持管理及び運営の全部又は一部が一体的に行われることにより、総事業コストの削減が期待できます。このため、より効率的で効果的に質の高い事業を行うためには、民間にゆだねる事業の範囲をできる限り広く想定し、その内容を定めておくことが必要です。

なお「公の施設」については、自治事務次官通知第6により、P F I 事業で行う場合は、施設の維持管理、運営のほとんどを民間事業者が行うことが可能とされています。

ロ) 事業形態の検討

民間事業者の経営上のノウハウの蓄積及び技術的能力の向上を背景に、民間による効率的かつ効果的な公共サービスが提供されることが前提で、公共の関与の仕方によって通常3つの類型に大別されます。事業形態の選定にあたっては、事業内容を勘案し最も効率的で効果的なサービスが提供できる形態を選定します。

ハ) P F I の事業方式

P F I には、さまざまな事業方式が存在するが、事業のコスト、リスク等の比較や事業実施地域の実情を考慮し、最も相応しい方式を採用します。

- ④ P F I 事業に関し、補助金の交付の手續等が必要な場合は、契約に至るまでのスケジュールの設定やP F I 事業の実施スケジュールの設定において配慮します。
- ⑤ P F I 事業の検討にあたって、金融、法務、技術等の専門知識やノウハウを従来の公共事業手法よりも幅広く必要とするため、外部のコンサルタント又はアドバイザーを活用します。
- ⑥ P F I により事業を実施しようとする場合は企画政策課と十分な調整の上、手続を進めます。

(2) 民間事業者からの発案

民間事業者からの発案については、事業担当課が窓口となり、発案内容の公共性、市民ニーズ、優先性等を評価の上、津島市PFI調整会議に諮りPFI事業として実施することの適・不適を検討します。

また、民間事業者から所管課の定まっていない事業の提案があった場合は、企画政策課が窓口となり、担当課となるべき部署の調整等を行います。

【留意事項】

- イ) 発案があった場合、これについて検討、評価を行うために必要な資料の提出を求める等の適切な対応を取るために必要な措置を積極的に講じます。
- ロ) 発案の公共性、市民ニーズ、優先性を評価し、PFI事業として実施することが適当と認めるときは、事業担当課が自らの発案による事業と同様に、実施方針の策定等の手続を行います。
- ハ) 特殊な技術、ノウハウ等を活用する提案は、提案者の権利、競争上の地位等を損ねる恐れがある場合、公表しない。
- ニ) 相当の期間内に実施方針の策定又は変更に至らなかった場合は、この判断の結果及び理由を発案者に速やかに通知します。
- ホ) 民間事業者の発案を受けて実施しない場合は、発案者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意した上で、事業案の概要、発案に対する市としての判断の結果及び理由の概要を適切な時期に適宜公表します。

(3) P F I 導入可能性調査

「津島市P F I 調整会議」において、P F I 導入可能性調査を行うこととされた事業について、事業担当課は、必要に応じ外部のアドバイザー等を活用するなどして、下記の内容等について調査を行います。

調査実施については、庁内における統一した調整が必要となるので、P F I 調整会議において協議されたのち実施し、途中経過をP F I 調整会議に報告することとします。調査結果については部長会議に報告します。

【調査項目】

- イ) 当該事業の需要予測
- ロ) 施設・設備機能のニーズ検討
- ハ) 見込まれる民間事業者のノウハウ
- ニ) P F I で行う場合の最適な事業形態、事業方式の検討
- ホ) 法的制約等の課題・解決方法
- ヘ) 公的な支援条件
- ト) 民間事業者の参加意欲
- チ) 想定されるリスクとその最適な分担
- リ) 事業計画
- ヌ) 資金調達金利、割引率
- ル) 事業採算性シミュレーション
- ヲ) 総合的なV F M評価
- リ) 市場調査の実施

(4) P F I 導入についての方針決定

部長会議においてP F I 導入可能性調査結果及びP F I 調整会議での協議結果に基づき、市におけるP F I 導入について方針を決定します。

(5) アドバイザーの活用

① アドバイザーの役割

P F I 事業は、利益相反する民間事業者との契約に基づく長期間の事業であり、事業の内容、官民の役割・責任の分担などを具体的に定めるため、市として財務面、法務面、技術面等の幅広い知識、最新の情報など多様な検討をする必要があります。

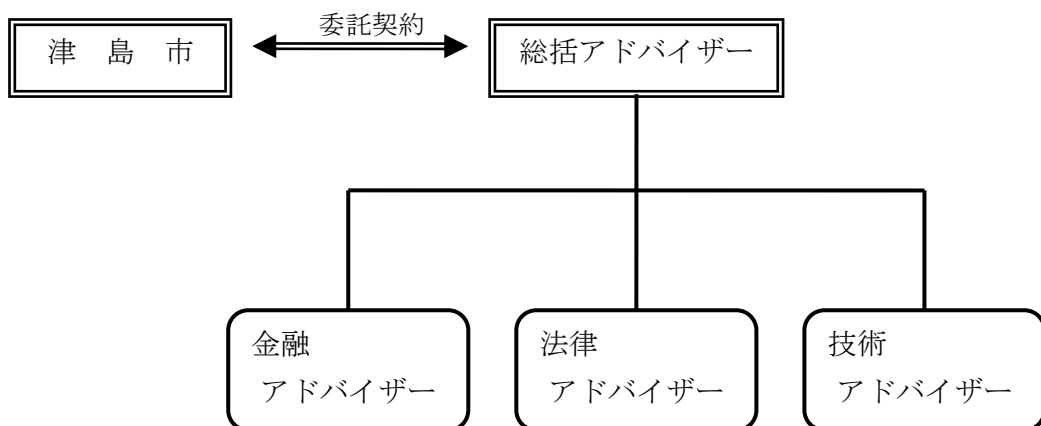
このため、必要に応じ専門性を持つアドバイザーを活用することとします。

外部アドバイザーの業務は基本的にはアドバイスにとどまり、全ての意思決定は市が行う必要があります。

【アドバイザーへの委託内容】

- イ) 事業スキームの検討（事業の範囲、事業形態、事業方式、資金調達等）
- ロ) 実施方針の作成支援
- ハ) V F Mの検討・評価
- ニ) 入札説明書、入札提案に係る審査基準の作成支援
- ホ) 入札提案書の審査支援
- ヘ) 要求水準書の作成支援
- ト) 契約条件の整理、契約書等の作成支援、契約交渉支援
- チ) 質疑への回答支援
- リ) 事業者選定委員会の運営支援
- ヌ) 特定事業の選定に係る書類等の作成支援
- ル) 事業者の募集・選定に係る書類の作成支援

<アドバイザー契約のイメージ>



② アドバイザーの選定

外部アドバイザーの役割は重要であり、その選定にあたっては、PFIに対する一般的な知識だけでなく、事業を判断する能力・経験、民間事業者や金融機関の考え方等に通じていることなどに留意することが必要です。

また、PFI導入可能性検討調査だけでなく、事業者選定でのアドバイザー業務も同一の外部アドバイザーに委託する可能性があることを念頭において、選定しなければなりません。

したがって、外部アドバイザーの選定方法は、実績のある専門調査機関を絞ったうえでの指名競争入札方式、企画書の提出を求めるプロポーザル方式の2つが考えられます。

プロポーザル方式を採用した場合の選定基準は、事業担当課が決定することになりますが、次のようなものが考えられます。

選定基準例	説明
本事業における主要検討ポイント	本事業において検討を要すると考えられるポイントについて、一定の頁数の範囲内での記述を求める。
調査体制	本調査を遂行するにあたっての調査体制（氏名、経歴、役割分担等） 協力会社の名称、担当者名、経歴等
PFI関連業務受託実績	組織、担当者、協力会社の、PFIまたは対象事業に関する受託実績等
費用	PFI導入可能性検討調査における費用 事業者選定アドバイザー業務における費用

【アドバイザー契約の留意事項】

- イ) アドバイザーが当該事業に応募又は参画しようとする民間事業者のアドバイザーになることは、利益相反となるため認められません。
- ロ) アドバイザーの関係企業等が当該事業に応募又は参画する場合、秘密保持等の公平な競争を確保するよう配慮しなければなりません。

ステップ2 実施方針の策定及び公表

(1) 実施方針の策定

P F I 導入が確定した事業を実施するにあたり、事業担当課は、実施方針の策定を検討します。実施方針は、募集要項のような役割を果たします。このため、民間事業者が事業への参入のための検討がしやすいよう、できるだけ具体的な実施方針を策定する必要があります。実施方針については、アドバイザーを活用し、実施方針案を作成します。

実施方針案は、P F I 審査会における意見聴取後、実施方針として公表します。

【実施方針に定めなければならない事項】

- イ) 特定事業の選定に関する事項
 - ・ 事業名、対象となる公共施設等の種類、事業内容
 - ・ 公共施設等の管理者、民間事業者が行う業務範囲及び事業方式
 - ・ 事業期間、事業スケジュール及び事業終了時の処置
 - ・ 根拠法令、規則、許認可事業
 - ・ 選定方法、選定基準等
- ロ) 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
 - ・ 施設等の場所、敷地面積、用途地域・地区等の立地条件
 - ・ 土地の取得又は賃貸に関する事項
 - ・ 設計要件等
- ハ) 民間事業者の募集及び選定に関する事項
 - ・ 募集方法や選定手順に関する事項
 - ・ 募集スケジュール、参加資格要件、提出書類、審査・選定の考え方
- ニ) 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
 - ・ 予想されるリスクと責任分担についての考え方
 - ・ 設計、建設、運営、維持管理における確認方法及びモニタリングの方法
- ホ) 法第14条第1項に規定する事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
 - ・ 協議等の考え方
- ヘ) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
 - ・ 当事者間の措置
 - ・ 金融機関との協議
- ト) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
 - ・ 国や公的金融機関などの補助・支援制度
- フ) その他特定事業の実施に関し必要な事項
 - ・ 質問事項受付窓口
 - ・ 情報開示方法等

【実施方針の策定における留意事項】

- イ) 当該事業における市の関与、想定されるリスクおよびその分担等についての考え方をできる限り具体化します。
- ロ) 民間事業者が特定事業の検討を容易にできるよう次の事項等について具体的に記載します。
 - ・ 特定事業の事業内容
 - ・ 民間事業者の選定方法
 - ・ 選定事業の実施に当たって必要な許認可等
 - ・ 選定事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲
 - ・ 適用可能な選定事業者への補助金、融資等
- ハ) 具体的な内容として提示する方法として、業務要求水準書案、契約書案等を添付することも考えられます。
- ニ) 実施方針の公表に際しては、説明会等を開催することが望まれます。説明会等の開催は必須事項ではないですが、実施方針の公表を広く知らせる効果があり、また、民間事業者の関心の度合いを把握する手段として有効です。
- ホ) 実施方針公表後に、当該特定事業の事業内容の検討が進むに従い、順次詳細化して補完して差し支えありません。

(2) 実施方針の公表

実施方針の公表にあたっては、公平性、透明性を確保するとともに、市広報紙、記者発表、インターネットの活用、説明会の開催など、広く一般に公表するように心がけます。

(3) 実施方針に関する質問・意見

実施方針公表後に内容を補完するため民間事業者等からの質問や意見を受け付けます。質問及び回答等については、公平性、透明性の確保のため、すべて書面により行い民間事業者の特殊な技術やノウハウといったものを除き、原則公開とします。

ステップ3 特定事業の評価・選定、公表

(1) 特定事業の選定

公表した実施方針に対して寄せられた意見・質問を踏まえ、事業担当課を中心として、津島市PFI調整会議等で検討を進め、PFI導入が有効であると判断された事業については、PFI法第7条に基づき、特定事業の選定を行うことになります。

特定事業の選定とは、実施方針で公表した事業について、PFIを導入することが適当であると判断したことを市が表明する行為と位置付けることができます。

① 選定基準の基本的考え方

PFI事業として実施することにより、公共施設等の建設（設計を含む）、維持管理及び運営が効率的かつ効果的に実施できるか（VFM評価）を判断します。

② 公的財政負担の見込額の算定

財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収、その他の収入等が現実に見込まれる場合は適切な調整を行うことと、民間事業者に移転されるリスクをできる限り合理的な方法で勘案することを踏まえ、将来の費用と見込まれる公的財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価します。

③ 公共サービスの水準の評価

できる限り定量的に行うことが望ましいが、定量化が困難なものを評価する場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行います。

(2) 特定事業の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断結果を、評価の内容と合わせ、速やかに公表します。ただし、公的財政負担の見込額を公表することにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれのある場合等においては、公的財政負担の縮減の額又は割合の見込みのみを示すこととしても差し支えありません。

① 公共サービスの水準について定性的な評価を行った場合は、その評価の方法と結果を含めて公表します。

② 公表に当たっては、民間事業者の選定、その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ公表します。

③ 事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも、同様に公表します。

(3) 債務負担行為の設定

債務負担行為とは、地方自治体の予算を構成するものの一つであり、大規模な建設事業などで数年度にわたって予算を支出する際、予算単年度主義の例外として予算に明記する項目です。

地方自治体は、法令または予算の裏付けがなければ支出を伴う契約を締結することはできません（地方自治法第 232 条の 3）。P F I 事業においては、設計から建設、維持管理・運営までの複数年にわたる事業契約を締結することから、入札公告前までに事業期間全体に係る事業費の債務負担行為を設定するための議会の議決を得る必要があります。

【債務負担行為の設定における留意事項】

- イ) 総合評価一般競争入札の場合は入札公告の前、公募型プロポーザル方式（随意契約）の場合には事業者選定後、契約締結前に議決を得ることが必要となります。
- ロ) 旧自治省の事務次官通知(平成 12 年 3 月 29 日、自治画第 67 号)により、P F I 事業における債務負担行為について、「財政の健全性を確保する必要があるので、P F I 事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準じるものを起債制限比率の対象とする」としています。
- ハ) 債務負担行為の設定の基準となる金額については、V F M の検証に基づき算出された事業期間全体にかかる事業費の総額をベースとし、適切な限度額を設定します。

ステップ4 民間事業者の募集、評価・選定、公表

(1) 民間事業者の募集

特定事業の選定に続いて、事業を実施する民間事業者を選定するための公募、評価・選定を行い公表します。この際、公平性と競争性を担保しつつ、手続の透明性を確保したうえで、可能な限り民間事業者の創意工夫が発揮されるよう配慮します。

入札説明書、入札仕様書、落札者決定基準、契約書案等を公表し、民間事業者からの質問・意見を受けることとし、必要に応じ適宜変更・修正を行います。質問に対する回答は、公平性を確保するため原則として公表します。

【募集における留意事項】

- イ) 募集内容に関する市の意図が応募者に明確に伝わるように、契約書案の添付や、入札説明書等への契約条件の基本的考え方を具体的に示します。
- ロ) 構造物、建築物等の具体的な仕様の特定については、必要最小限に留めます。
- ハ) 所要の提案準備期間や契約の締結に要する時間の確保に配慮します。
 - ・実施方針等の内容を検討し、質問・回答を行う期間を考慮した期間の設定
 - ・民間の創意工夫の発揮や事業期間の検討、契約の検討等に足る十分な期間の設定
- ニ) 応募者の負担を軽減するように配慮します。
 - ・募集の際の評価項目・評価基準の明示とその他の項目で評価しないことを明示
 - ・提案書に必要とする内容を明確にし、必要以上のものは求めない。
- ホ) 質問に対する回答は公平性確保のため、他の応募者にも原則として公表しますが、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問・回答については、公表により応募者の正当な利益を害するおそれのあるものは非公開とします。
- ヘ) 応募者の選定は客観的な評価をするため、事業者の計画や事業に関する考え方等の実現可能性、資金調達、確実性、安全性、運営、サービス水準、品質、技術要因（安定性、革新性）、価格などの各評価項目を点数化などして公表します。

(2) 民間事業者の選定

民間事業者の選定については、P F I が民間事業者の創意工夫を評価し選定を行う手法であることから、「総合評価一般競争入札」と「公募型プロポーザル方式」の2つの方法があります。前者は地方自治法第 234 条における競争入札、後者は随意契約に該当します。

上記の方法にはそれぞれに特色があり、事業の規模及び内容、その他の要因を総合的に勘案することによりどちらの方法を採用するか検討する必要があります。

① 総合評価一般競争入札

「総合評価一般競争入札」は、その契約の性質または目的から、「最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする」という一般競争入札の規定にかかわらず、「価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする」ことができる、というものです（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）。

平成 11 年 2 月 17 日の地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の一部改正により導入された契約方法で、次の 3 つの場合には 2 名以上の学識経験を有するものの意見を聞かなければなりません（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2④、同第 167 条の 13、地方自治法施行規則第 12 条の 3）。

- (i) 総合評価一般又は指名競争入札を行おうとするとき
- (ii) 総合評価一般又は指名競争入札において落札者を決定しようとするとき
- (iii) 落札者決定基準を定めようとするとき

自治事務次官通知「地方公共団体における P F I 事業について」では、P F I 契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、P F I 事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要があることにかんがみ、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）を原則としています。

② 公募型プロポーザル方式

「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」（平成 6 年 1 月 18 日閣議了解）に示されている調達方式で、「建設工事の設計・コンサルティングの調達において提案書の提出を求め、最も優れた提案書を提出したものを特定するもの」であり、随意契約の予備手続きに位置付けられます。

設計、コンサルティングは価格競争に馴染まないのでプロポーザル書を提出してもらい、これを総合的に評価して当選者を決めようとする考え方であり、P F I 事業における民間事業者の選定方法の一つとして考えられています。

公募型プロポーザル方式では、選定段階で優秀提案を一つ、及び若干の補欠者（佳作提案）を選定し、優秀提案を行った応募者と公共側の協議が整えば基本協定を締結し、整わない場合は補欠者との協議を行うこととなります。

＜総合評価一般競争入札方式と公募プロポーザル方式の比較＞

	総合評価一般競争入札方式	公募型プロポーザル方式
地方自治法上の位置付け	・競争入札	・随意契約
契約書(案)の作成	○入札前に市側より提示する。 ●入札前に数カ月の作成期間を要することになる。	○市は公募前に「条件規定書」という形で骨格を提示する。契約書案に比較して粗いものでも可。
事業者の選定	・審査基準にもよるが、最終的には公募型プロポーザル方式よりも価格による要素が大きい。 ・価格抜きで審査基準を設定することはできない。	・審査基準にもよるが、価格に関わらず、最も優れた提案を採用することができる。 ・入札に比較して自由度が高い。
契約交渉	○基本的に不要。詳細部分の調整のみ。現実的には「調整」にも段階があり必ずしも容易ではない。	●必要。数カ月を要することになる。契約交渉が整わない可能性も残される。
契約内容の変更	●事業者選定後には基本的に契約書の内容は変更できない。	○基本的には条件規定書に従うが、事業者の提案に応じて契約内容を決めていくことになる。弾力性がある。
契約締結に至らない場合	●当選者以外は落選者となるので再入札が必要とされる。ただし、会計法令に従い随意契約できる場合もある。	○優先交渉権者との交渉が決裂した場合、当初の取り決めに従い次順位者と交渉することになる。
適していると思われる案件	・事業者の提案に係る部分が少なく、市側の求める事業の内容、サービス水準が決まっている案件に適している。	・事業者の提案に係る部分が多く、予め市側で条件規定書の詳細を決定できない案件に適している。

○：メリット ●：デメリット

【総合評価一般競争入札における留意事項】

- イ) 総合評価一般競争入札参加者の資格要件を設定する場合、調達しようとするサービスの種類、内容に応じて、資金調達に関する能力、長期間のリスク管理能力やマネジメント能力等の要件を含め、総合評価一般競争入札参加者の資格要件及び審査基準を適切に設定します。
- ロ) 応募者の負担軽減を考慮し、民間事業者が提案しようとする事業計画の事前審査を行い、一定の性能を有している事業者のみが、より詳細な事業計画等を作成の上、総合評価一般競争入札に参加できるようにするといった配慮が必要です。
- ハ) 提案内容に対し、落札価格が極端に低額等の理由により事業の履行が危ぶまれるときは、その実現可能性を確認します。
- ニ) 契約の締結に当たって、民間事業者が提案できるものとして募集の際にあらかじめ明示した事項や軽微な事項を除き、落札価格及び入札説明書等に示した契約内容について変更はできません。
- ホ) 入札の実施にあたっては、P F I 審査会において入札説明書、要求水準書、落札者決定基準を確定させ、告示・公表します。公告した内容に対する疑問点を解消するため説明会を開催し、質問等を受け付けます。

【公募型プロポーザル方式における留意事項】

- ハ) 自治事務次官通知「地方公共団体における P F I 事業について」では、随意契約の方法によるためには、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当することを要することとしているため、どの条項に該当するかを確認する必要があります。
- ト) 公募型プロポーザル方式による場合でも、透明性、客観性、公平性の確保に努めなければなりません。

(3) 落札者の決定・公表

入札書等の提出された書類により落札者決定基準に基づく評価得点を積算し P F I 審査会で落札者を決定し、速やかに公表します。ただし、あくまでも民間事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は市にあることに留意しなければなりません。

- ① 必要に応じ、外部コンサルタント等からの意見を参考にすることも有用です。
- ② 提案の各項目について定量化を図り、複数の委員による評価を行う等、評価の客観性を確保するような措置を講じます。
- ③ 選定された落札者と契約交渉を行った結果、合意に達した事業者を選定事業者として決定したときは、速やかに公表します。

- ④ 評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料をあわせて公表します。ただし、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は除きます。
- ⑤ 選定されなかった応募者に対し非選定理由の説明機会を設けます。
- ⑥ 当該事業に関する透明性の確保等のため、民間事業者の選定後、選定事業者の事業計画に基づく公的財政負担の縮減の見込額等についても公表します。

(4) 民間事業者の選定をせず、特定事業の選定を取り消す場合

- ① 民間事業者の募集、評価・選定において、最終的に応募者がいない、又はいずれの応募者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、当該事業をPFI事業として実施することが適当でない判断した場合には、民間事業者を選定せず特定事業の選定を取り消します。なお、民間事業者の募集に当たっては、そのような場合があり得ることを募集の際にあらかじめ明示する必要があります。
- ② 特定事業の選定を取り消した場合、判断の透明性を確保するためにその理由を所要の資料とあわせて、速やかに公表します。ただし、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は除きます。
- ③ 特定事業の選定を取り消した場合、当該事業の必要性、事業内容、実施方法等を再検討の上、場合によってはPFI手法の断念を含め、適切に対応する必要があります。

ステップ5 契約等の締結等

(1) 契約書等の作成

長期に及ぶ選定事業の責任とリスクの適正配分その他契約等の当事者の権利義務を取り決めるため、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に記載します。

民間事業者側の代理人である弁護士等との調整が中心となるため、市としてもアドバイザー（特に法律アドバイザー）を十分に活用します。

① 契約書には市と事業者との間の権利義務関係をすべて具体的かつ明確に規定します。

【契約書の内容】

イ) 事業実施に係る責任とリスクの分担

ロ) 契約当事者(市及び事業者) 双方の負う債務の詳細及び履行方法等

- ・ 選定事業者により提供されるサービスの内容と質
- ・ 選定事業者により提供されるサービス水準の測定と評価方法
- ・ 料金及び算定方法等

上記に加え、当事者が協定等の規定に違反した場合における措置について、次の事項を定めます。

- ・ 選定事業の修復に必要な適切かつ合理的な措置
- ・ 債務不履行の治癒及び当事者の救済措置

ハ) 選定事業の終了時期と終了時の土地その他資産の取扱い等

ニ) 市の事業者への関与

適正な公共サービスの提供を担保するため、市の民間事業者に対する関与を規定しますが、必要最小限にとどめることに配慮します。

- ・ 事業者により提供される公共サービス水準の監視
- ・ 事業者から定期的に契約の義務履行に係る事業の実施状況報告等の提出
- ・ 事業者から財務状況についての報告書（選定事業の実施に影響する可能性のある範囲に限定）の定期的な提出
- ・ 事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が生じた場合の事業者からの報告
- ・ 適正な公共サービスの提供を担保するため、必要かつ合理的な措置と、市の救済のための手段の規定
- ・ 上記各事項の関与以外の市の関与は、安全性の確保、環境の保全に対する調査、モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲に限定

② 契約等において、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができるものが当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めます。いずれか一方に過度のリスクが偏ることのないように留意しなければなりません。

下記に例として、新津市「学校給食共同調理場整備事業」の実施方針において公表したリスク分担表を掲載します。なお、実際の検討にあたっては、必ずしも先行事例と同じ分担になるとは限らないことに留意し、事業の特性を踏まえ、想定される事例をできる限り考え個々に詰めていきます。

(例) 新津市学校給食共同調理場整備事業リスク分担表

○：主分担 △：従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	説明	負担者	
				新津市	事業者
共通	物価変動	人件費、燃料費等の物価の変動に伴う選定事業者の経費の増加	建設期間中のものは、選定事業者が負担する。		○
			運営期間中のものは、サービス購入料に反映させる。	○	△
	資金調達	必要な資金を確保できない責任	資金調達リスクは、選定事業者が負担する。		○
	金利変動	金利の変動に伴う選定事業者の経費の増加	資金調達リスクは、選定事業者が負担する。		○
	許認可失効	許認可の失効に伴って設計又は工期の変更、設備の改善等が必要となる選定事業者の経費増加及び事業契約の履行不能	市の事情による許認可の失効の場合は、市がリスクを負担する。	○	
			上記以外の場合		○
	税制度	税制度の改正による、選定事業者の収支の影響	本事業に直接関係する税制度（消費税を含む。）の変更は、市が負担する。	○	
			上記以外の場合（法人税等）		○
住民対策等	共同調理上の設置、設置条件及び選定事業者への契約条件に反対する住民運動等の発生による事業の進行への障害		○		
法令変更	法令変更により、事業の継続に過分の費用を要する事となった場合の費用負担。また、事業の継続が不能となったことを理由とする事業契約の解除による損害		○	△	

	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は選定事業者のいずれの責にも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。）に伴い、設計又は工期の変更、設備の修復等により、選定事業者の経費の増加及び事業契約の履行不能		○	△
--	------	--	--	---	---

共通事項の△：従分担の内容

- (1) 物価変動 運営期間中のもの 変動率1%以内はサービス購入料に反映させない。
- (2) 法令変更 変更される法令の内容により、市と事業者がリスクを分担する場合がある。詳細は契約書に明示する。
- (3) 不可抗力 損害金額の一定割合については、事業者の負担とする。負担割合については契約書に明示する。不可抗力のリスク回避のための保険は事業者の負担により行うこととする。

○：主分担 △：従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	説明	負担者	
				新津市	事業者
計画・設計	測量調査	地形、地質等の現地調査等の不備等による施行のコストアップ、タイムオーバー、運用時の施設倒壊等の発生	市が行った測量調査の不備、誤り等により生じた部分は、市がリスク負担する。	○	
			選定事業者が行った測量調査の不備、誤り等により生じた部分は、選定事業者がリスク負担する。		○
	設計	選定事業者が行った設計の不備、誤り等により生じる一切の費用	設計は選定事業者の選択に委ねられており、選定事業者がリスク負担する。		○
	設計変更	設計変更に伴う選定事業者の経費の増加	合理的な理由（市の指示等）に基づく設計変更に伴う選定事業者の経費の増加	○	
合理的な理由以外の事由による設計変更に伴う選定事業者の経費の増加				○	
建設	工程変更	工程変更に伴う選定事業者の経費増加	合理的な理由（市の指示等）に基づく工程変更に伴う選定事業者の経費の増加	○	
			合理的な理由以外の事由による基づく工程変更に伴う選定事業者の経費の増加		○

	稼働遅延	施設の稼働が遅延する責任	市の責に帰すべき事由による施設の稼働遅延に伴う選定事業者の経費の増加	○	
			選定事業者の責に帰すべき事由による施設の稼働遅延に伴う市の経費の増加		○
	工事費増加	工事工程や工法等の変更、資材調達価格の変更、設計変更等による、当初予定していた工事費の超過	市の責に帰すべき事由による選定事業者の経費の増加	○	
選定事業者の責に帰すべき事由による市の経費の増加				○	
	第三者賠償	建設工事に伴い生じる騒音、振動、臭気等により、周辺住民に損害を加えた、賠償金支払義務の発生	試行中の安全管理は、選定事業者の責任とする。		○
運 営	児童・生徒の減少	給食供給数の減少による、事業収入の減少	児童・生徒数の将来予測により最低補償額を設定する。特殊事情による急激な児童・生徒数の減少	○	△
	給食利用者の事故への対応	食中毒事故等の発生	施設の管理運営は、選定事業者が行う。		○
	施設瑕疵	事業期間中の瑕疵が発見された場合の補修及び損害賠償の義務	施設の設計、建設及び維持管理は、選定事業者が行うため、選定事業者負担とする。		○
	施設修繕	事業期間中に必要となる施設の備品更新費の負担	共同調理場の設計、建設、維持管理は、選定事業者が行うため、選定事業者負担とする。		○
	備品更新	事業期間中に必要となる施設の備品更新費の負担	施設の備品更新は、選定事業者が行う。		○
	債務不履行	債務不履行による損害の発生	サービス水準の未達その他の選定事業者の債務不履行による事業契約の解除による損害		
支払債務の不履行その他の市の債務不履行による事業契約の解除による損害			○		
	第三者等への賠償	施設運営から生じる騒音、振動、臭気等により周辺住民や市に損害を加えたことによる賠償費用	施設の運営については、選定事業者責任とする。		○

運営事項の△：従分担の内容

- (1) 児童・生徒の減少 不可抗力による施設運営を維持できないほどの急激な児童・生徒数の減少が生じた場合は市と事業者の協議を想定している。

○：主分担 △：従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	説明	負担者	
				新津市	事業者
事業終了	施設譲渡	事業契約が終了した後に選定事業者施設を市へ譲渡するための諸経費			○
		選定事業者の清算に伴う評価損益の発生			○

※新津市「学校給食共同調理場整備事業の実施に関する方針」

③ 契約解除について

契約等の解除条件となる事由について、その要件及び当該事由が発生したときに契約等の当事者のとるべき措置について、具体的かつ明確に規定します。

【事業継続困難時の留意事項】

- イ) 事業継続が困難となる事由をできる限り具体的に列挙します。
- ロ) 事業継続が困難となる事由が発生した場合又は発生するおそれが強いと認められる場合の当事者の取るべき措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて具体的かつ明確に規定します。
- ハ) 事業修復の可能性があり、事業を継続することが合理的である場合における事業修復に必要な措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて具体的かつ明確に規定します。
- ニ) 事業破綻時における公共サービスの提供の確保について、当該事業の態様に応じて、的確な措置を講じます。

④ 融資金融機関等との間の直接交渉についての取決め

事業が破綻した場合、市と融資金融機関等との間で、事業および資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該事業の態様に応じて適切な取決めを行います。

⑤ 第三者による選定事業の継承の要求についての取決め

事業者の責任により組成される金融の仕組みによって、事業者の破綻に伴い、金融機関等第三者が事業の継承を要求し得る場合には、公共性、公平性の観点に基づき、継続的な公的サービスの提供を確保するために合理的である限りにおいて、あらかじめ、契約等において適切な取決めを行います。

⑥ 契約等の疑義等の解消手続き等

契約若しくはその規定の解釈について疑義が生じた場合又は契約等に規定のない事項に関し係争が生じた場合にこれらを解消するための手続その他の措置については当該選定事業の態様に応じ、あらかじめ、具体的かつ明確に規定します。

(2) 契約等締結

① 民間事業者とのPFI事業の仮契約及び本契約の際、維持・管理・運営を除く金額が1.5億円以上の契約を締結する場合は、議会の議決が必要となります。

② 契約書等の内容について、事業者と細部の調整を行った上で契約を締結することになりますが、議会の議決を必要とする事業については、仮契約を締結し、議決後、正式に契約を締結します。

③ 取り決めた契約等は原則的に公開とするが、公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項については、あらかじめ契約等で合意の上、これを除いて公表します。

ステップ6 事業の実施、監視等

(1) 契約等に基づく事業の実施

① 選定事業は国の策定した基本方針及び市が公表する当該事業の実施方針に基づき契約等に従って実施します。

② 市は、契約等に定める範囲内で事業の監視等を行います。

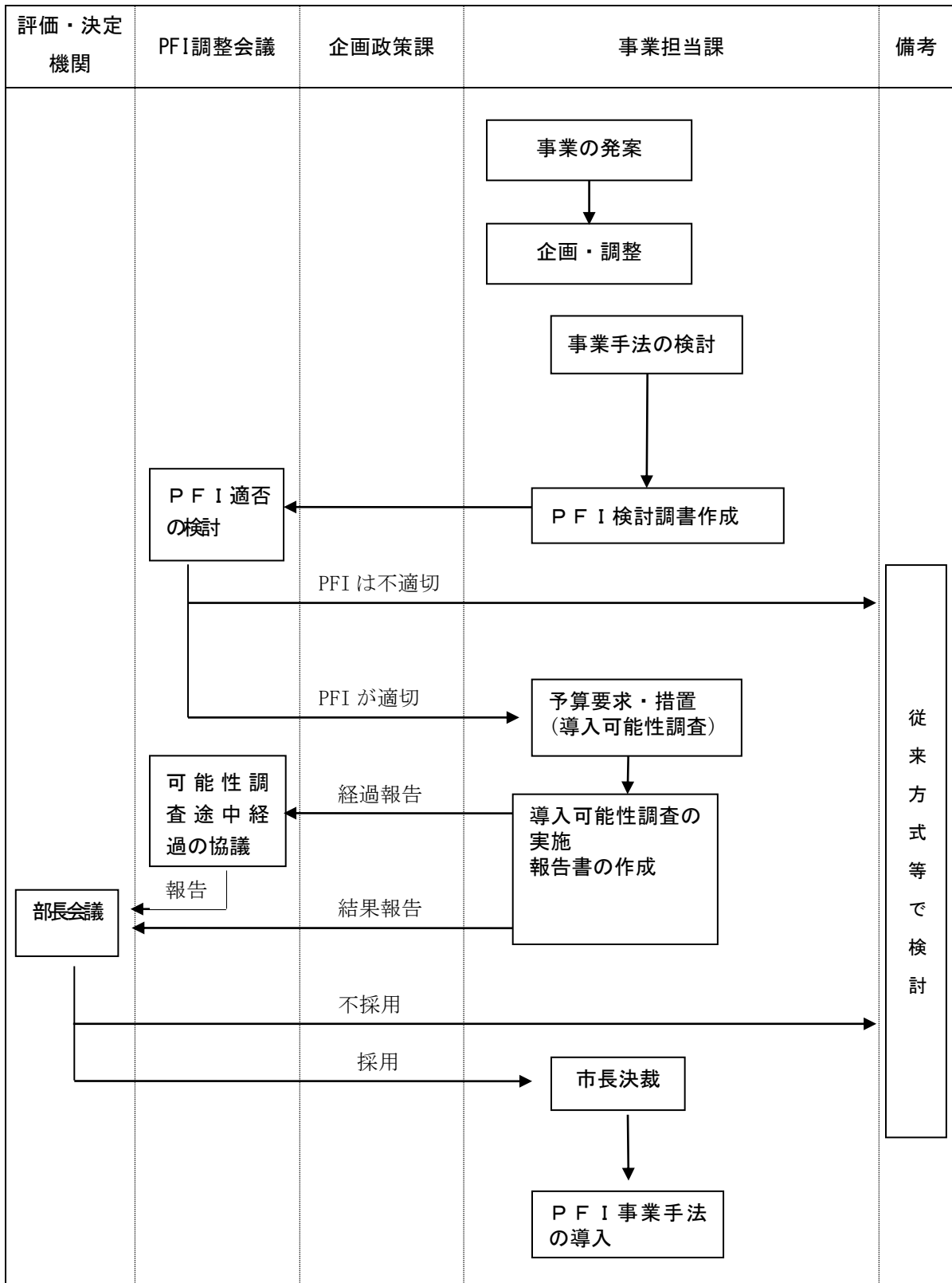
③ 市は、当該選定事業の実施に係る透明性を確保するため、事業の監視等の結果について必要に応じ住民等に対し公開に努めることとするが公開により事業者の権利競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのある事項については、あらかじめ契約等で合意の上、これを除いて公表します。

ステップ7 事業の終了

契約等に定める事業の終了時期したときの施設・土地等の事業資産の取扱いについて、あらかじめ契約等で明確に定めることとし、規定に基づく措置の適切な履行を行わせません。

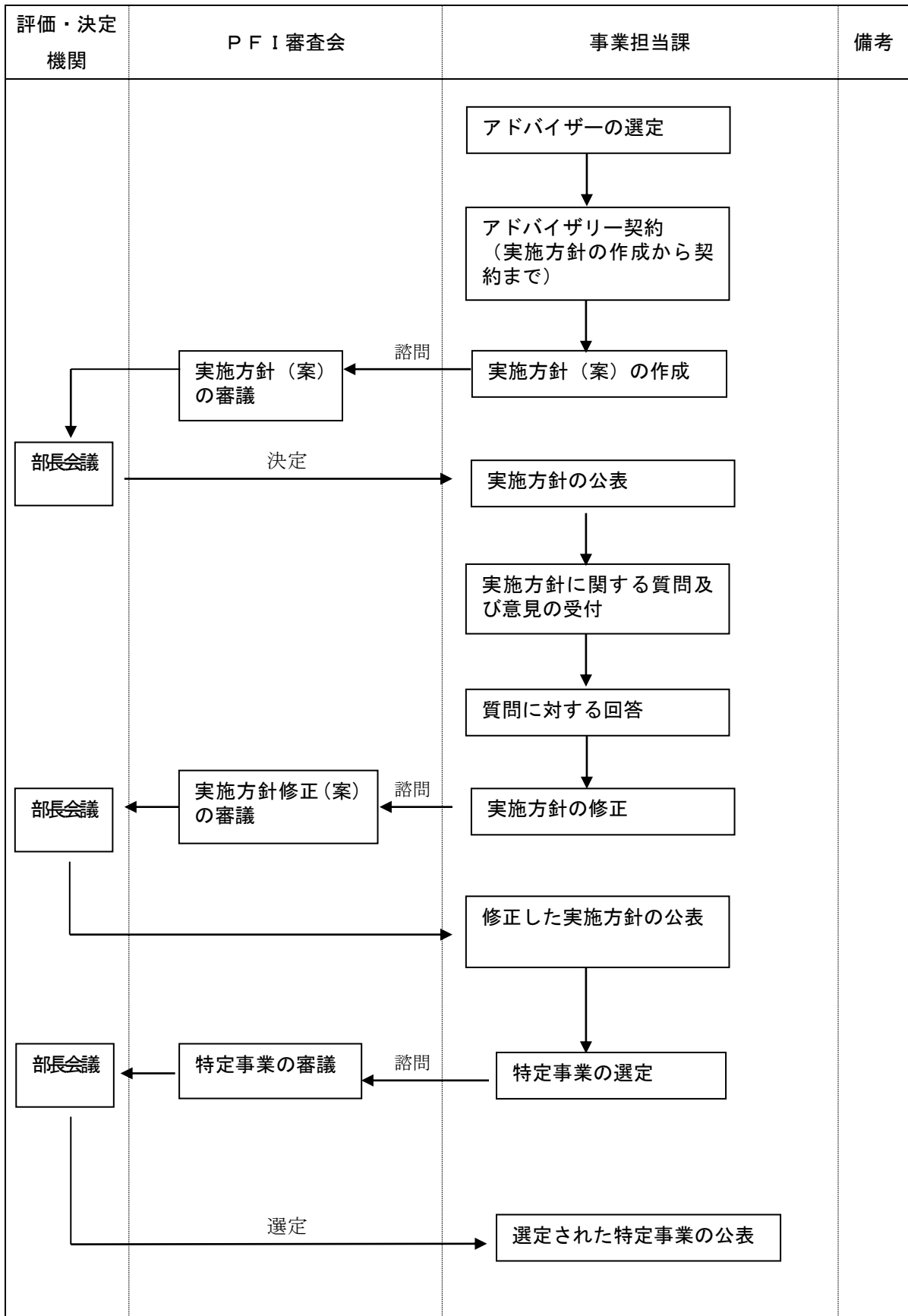
＜津島市におけるPFI事業実施フローチャート＞

ステップ1 事業の発案



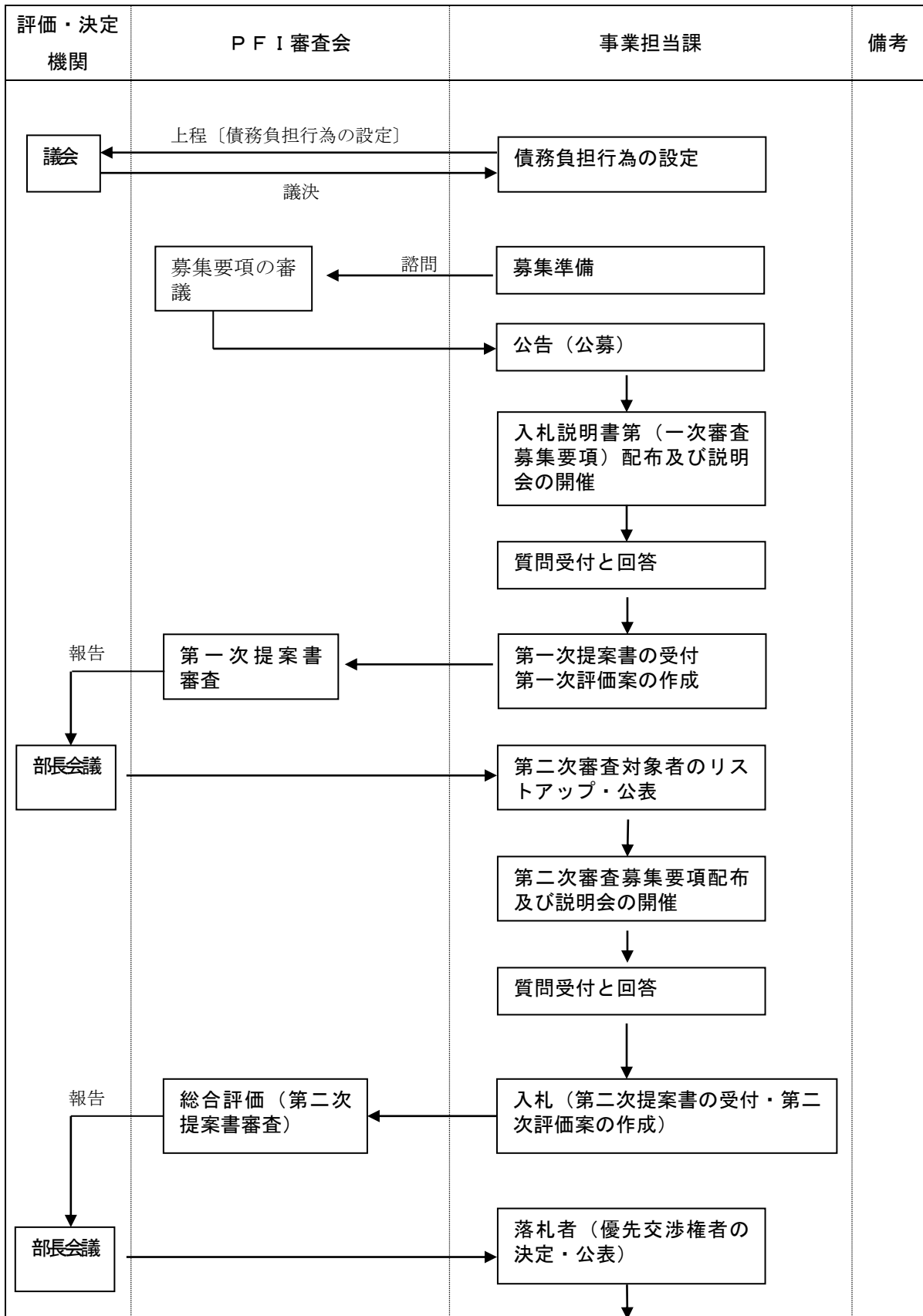
※ PFI 推進における最終決定はすべて市長がおこないます。

ステップ2 実施方針の策定及び公表 ～ ステップ3 特定事業の評価・選定、公表



※ P F I 推進における最終決定はすべて市長がおこないます。

4 民間事業者の募集、評価・選定、公表



※「総合評価一般競争入札方式」に基づくフロー（ ）書きは、公募型プロポーザル方式の場合。

※ P F I 推進における最終決定はすべて市長がおこないます。

2. P F Iにおけるその他の留意事項

(1) 地方財政措置

総務省は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治調第25号自治省財政局長通知）により、地方公共団体がP F I法に基づく事業を実施する際の財政措置について、次のように定めているので、国と十分協議の上、手続を進めることとします。

【財政措置の要件】

- イ) 施設の所有権が一定期間経過後に地方公共団体に移転（施設の整備後直ちに移転する場合も含む）するもの又はP F I契約が施設の耐用年数と同程度の期間継続するもの。
- ロ) 通常当該施設を地方公共団体が整備する場合に国庫補助負担制度がある事業については、P F I事業で整備する場合にも同等の措置が講じられること。

【財政措置の内容】

- イ) 国庫補助金が支給されるP F I事業
直営事業の場合と同種の地方債を財源とすることができることとし、直営事業の場合に当該地方債の元利償還金に対して交付税措置を講じている場合には、同様の交付税措置を行う。
- ロ) 地方単独事業として実施されるP F I事業
当該事業の負担額に対し、直営事業の地方債の充当率、交付税措置率等を勘案して財政措置の内容が同等になるように一定期間交付税措置を行う。
- ハ) 資金手当のための地方債
イ及びロの財政措置に加え、当該施設整備費相当分の全部又は一部を地方公共団体が支出する場合、必要に応じて資金手当のための地方債措置を講じる。
- ニ) P F I事業者に貸与するための土地取得に要する経費
P F I法第12条第2項の規定の趣旨にかんがみ地方公共団体が実施方針を定めP F I法に基づいて実施するP F I事業の選定事業者に貸し付ける目的で用地を取得する場合には、必要に応じて資金手当のための地方債措置を講じる。
- ホ) 地方公営企業におけるP F I事業
地方公営企業において施設整備にP F I事業を導入する場合には、通常の財政措置と同等の措置を講じる。

(2) 財産管理

- ① P F I 事業により公の施設を整備しようとする場合にあつては、施設の設置及びその管理に関する事項等について条例でこれを定めます。

- ② 地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 8 1 号）により導入された指定管理者制度は、公の施設の管理を地方公共団体が指定する法人その他団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、P F I 事業者がすべての管理を行うことが可能ですが、道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものもあります。